

三条 法人会だより

もっと、いい会社であるために。

令和3.2.1

第45号

公益社団法人

三条法人会

三条市須頃1-20

三条商工会議所会館5F

TEL (0256) 35-6350

FAX (0256) 32-9335

URL

[http://www.](http://www.sanjohojinkai.or.jp/)

[sanjohojinkai.or.jp/](http://www.sanjohojinkai.or.jp/)

発行責任者

総務広報委員長 長岡 信治



(写真提供 三条市)

スポーツ・文化・交流の拠点「体育文化会館」

体育文化会館は、スポーツ・文化活動の活発化と市民の交流を育む拠点として令和元年12月1日にオープンしました。

音の響きに細部までこだわり抜いたマルチホール、開放的なアリーナ、県下でも有数のマシンを配置したトレーニングルーム、軽食やテイクアウトも可能なカフェAND GALETTE、子どもに大人気のネット遊具があり、スポーツ大会、クラシックコンサートをはじめ、美術展、講演会、展示会など様々な用途で多くの市民の皆様から御利用いただいております。

施設の機能を自由な発想で楽しめるそれが体育文化会館です。

2月13日には、愛称が決定し、より市民に愛される施設になります。様々なイベントも行っていますので、気軽に遊びに来てください。

 三条法人会

消費税期限内納付

推進運動実施中

迎 春 ～2021年頭ご挨拶～



新年のご挨拶

公益社団法人 三条法人会
会長 野崎 正明

新年を迎えるにあたりまして、謹んでご挨拶を申し上げます。会員の皆様には、明るい年に期待を寄せながら新春をお迎えになったこととお慶び申し上げます。

日頃は法人会活動にご理解とご協力を賜りこの場をお借りしまして衷心より御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が発生しまして、早1年が経過いたしますが、首都圏はもとより県内そして三条市におきましても感染が拡大し、依然として収束の見通しが立たない状況となっております。一日も早いワクチンの開発と予防接種に期待せざるを得ません。会員の皆様には健康に十分留意をしてお過ごしいただきたいと思っております。

令和2年度の三条法人会は、例年通りの事業が実施できず、また実施規模の縮小など厳しい状況が続いてまいりましたが、年度も後半になり新潟薬科大学及川名誉教授による講演会の実施や小・中・高校生並びに大学生を対象にした租税教室、税に関する絵はがきコンクールなど実施することができました。また、福祉施設へのタオルの寄贈など、社会貢献活動も行うことができました。

そうした状況のなか、9月に令和3年度の税制改正に関する提言が決議されました。今、感染拡大のなかで、地域経済と雇用の確保の担い手である私達中小企業は大変厳しい局面に立たされています。提言は、事業を継続するために必要な支援策や税制措置を講じることを強く求めております。しかしその一方、新型コロナウイルス対策の二次補正予算約58兆円の多額の債務により、長期債務残高は更に悪化することになります。

国は高齢化や人口減少という構造的問題を抱えています。財政健全化に向けて引き続き積極的な行財政改革の推進を願いたいと思っております。

私達法人会も、税のオピニオンリーダーとしてまた国や地域社会の繁栄に貢献する経営者の団体として、今後も法人会活動をより積極的に展開し、企業の発展や地域社会に貢献できるよう取り組んでまいりたいと思っております。改めて、税務当局並びに税理士会様のより一層のご指導をお願いする次第であります。

結びに当たり、会員企業の益々のご繁栄と会員の皆様のご健勝を心から祈念申し上げ新年の挨拶といたします。



新年のご挨拶

三条税務署
署長 佐藤 毅

年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶申し上げます。

公益社団法人三条法人会の皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

旧年中は、野崎会長をはじめ会員の皆様には、税務行政全般にわたり深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、世界的な流行がみられる新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、その感染拡大防止措置の影響により、厳しい状況に置かれている方々に向け、既存の期限延長制度や猶予制度のほか、新たに制定された納税緩和措置が早期に活用されるように、国税庁ホームページでの周知広報など、相談体制の整備に努めております。貴会におかれましては、これら納税緩和措置について、会員の皆様への周知広報に迅速にご対応いただき心よりお礼申し上げます。

また、一昨年10月から消費税率の引上げと、軽減税率制度が実施されましたが、皆様には制度の円滑な実施のために様々な周知・広報活動にご協力いただき深く感謝申し上げます。今後も、事業者の皆様自らが、改正内容や消費税の仕組みを十分に理解し適正な申告ができるよう、引き続き周知・広報に取り組んでいくこととしておりますので、今後ともご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

年も改まり、令和2年分の所得税等の確定申告の時期を迎えました。確定申告会場は入場整理券を活用するなどして、いわゆる三密を防止するとともに、会場内でも社会的距離を確保していただき、感染防止に配慮した会場運営を行う予定です。例年来場されている方につきましては令和2年分の確定申告は、感染リスクのない自宅からパソコンやスマホでのICTによる申告をお願いいたします。会員企業役員等の皆様はもちろんのこと、従業員の皆様にもご利用いただけるよう、周知等につきまして、ご協力をお願い申し上げます。

結びに当たり、本年が、公益社団法人三条法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご繁栄の年となりますことを心からご祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

公益社団法人 三条法人会 理事会の開催



令和2年11月25日(水)、三条市旭町「二洲楼」において理事会を開催した。議題は、議決事項として、第1号議案「就業規則の一部改正について」、第2号議案「令和2年度会員数の状況と会員増強の推進について」議案審議した。報告事項として令和3年度税制改正要望について、納税表彰法人会関係者の報告について、令和2年度後期会議・事業予定についてなど、各種事業の実施状況の報告と資料説明を行った。

始めに「18歳と81歳の違い」と題して佐藤毅三条税務署長様から講話をいただき、山口昇関東信越税理士会三条支部長様の来賓挨拶後、議事を行った。第1号議案は、育児・介護休業法施行規則等の改正及び職場におけるハラスメント防止対策の強化に伴い改正したことを説明し了承された。

第2号議案は、令和2年4月以降の退会と新規加入状況について、新規加入が3社、退会が21社、全体では18社の減となる旨の報告がされた。特に退会会社については、法人の廃業、解散、整理、倒産など法人組織そのものがなくなる、または事業縮小によるためなどの報告がされた。これらの現状を受けて、大変厳しい状況であるが、野崎会長のもと、法人会組織の基盤となる会員増強の推進について積極的に取り組んでいくことが確認された。



報告事項については、令和3年度税制改正要望について、納税表彰法人会関係者の報告、今後の事業予定などの状況説明が行われた。



その後、福利厚生制度推進連絡協議会を開催し、大同生命保険株式会社他各保険会社から、「想いをつないで50年『会員企業を守りたい』」キャンペーンの取り組み状況並びに今後の各種保険制度の加入促進計画などについて詳細説明を受け、加入向上に努めることとした。

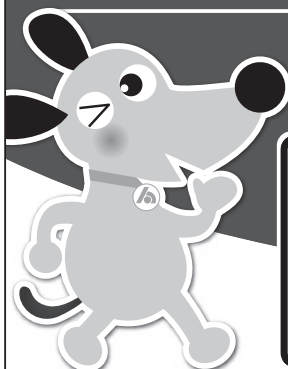
三条法人会講演会の開催



令和2年10月5日(月)、三条商工会議所において「免疫力を高めて健康なくらし」-新型コロナウイルスに打ち勝ち共存していくために-と題し講演会を開催した。

新潟薬科大学名誉教授 及川紀久雄氏を講師に迎え、新型コロナウイルスの感染拡大により、私たちが日々の生活や企業活動などを行う上で、体の免疫力を高めて健康を維持していくにはどのようにしたら良いかなどについて講演いただいた。

消費税の期限内納付を 忘れずに。



期限内納付が
難しい場合は、
所轄の税務署
(徴収担当)へ
ご相談ください。^(※4)

● 消費税には
申告・納付期限^(※1)
があります。

- 消費税は消費者からの預り金な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※5)

● 申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

● 個人事業者の方は
振替納税も
利用できます。

- ※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
- ※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
- ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
- ※4 税務署に申請することにより、納税が猶予される制度があります。
- ※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

～税制改正に関する提言書を市長・議長・地元国会議員へ提出～

令和3年度の税制改正に関する提言書を野崎会長、外山税制委員長、各地区会長（高頭副会長（見附）、長澤副会長（加茂））と事務局で11月27日（金）に藤田明美加茂市長、滝沢茂秋加茂市議会議長に、11月30日（月）に滝沢亮三条市長、佐藤和雄三条市議会議長に、12月4日（金）に久住時男見附市長に、直接提言書を手渡し、主旨を伝えると共に要望を行った。また、11月30日（月）に菊田真紀子衆議院議員三条事務所で、相墨秘書に提言書を手渡し要望を行った。

なお、重信元子見附市議会議長へは、事務局に要望の趣旨をお伝えいただくようお願いした。



左から外山委員長、長澤副会長、野崎会長、藤田市長、滝沢議長



左から外山委員長、野崎会長、滝沢市長



左から久住市長、野崎会長、高頭副会長、外山委員長



左から外山委員長、野崎会長、佐藤議長、山田副議長



左から相墨秘書、野崎会長、外山委員長

提言書は、公益財団法人全国法人会総連合が全国の単位法人会会員に広くアンケート調査を実施、要望事項を県連単位で集約したものを全法連税制委員会・理事会で最終的に取りまとめたものである。

～令和3年度税制改正スローガン～

- コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、
中小企業に実効性ある支援と税制措置を!
- 厳しい財政状況を踏まえ、
コロナ収束後には本格的な税財政改革を!

令和3年度税制改正に関する提言(概要)

I. 税・財政改革のあり方

1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。また、新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和をスピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要がある。

なお、財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。また、社会保障のあり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。

3. 行政改革の徹底

地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。

4. マイナンバー制度

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それは今般の新型コロナ対策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになった。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

II. 中小企業が事業継続するための税制措置

1. 法人税関係

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、その存在感を維持できるような税制の確立が求められる。そうした中で、中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅している。さらに、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の充実等が必要である。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引き上げ。
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。
- (3) 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」の延長、拡充。 等

2. 消費税関係

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」は、令和3年3月末日をもって適用が終了することとなっている。今般の新型コロナにより、中小企業が多大な影響を受けていることを考慮すると、同特別措置の適用期限を延長するとともに、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。 等

3. 事業承継税制関係

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
- (2) 事業所税の廃止 等

III. 地方のあり方

今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。そもそも地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、地方活性化の観点からも重要であることが指摘されてきた。これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

税を考える週間

毎年11月の「税を考える週間」行事に開催されている合同納税表彰式は新型コロナウイルスの拡大により中止になりましたが法人会関係者の受賞者をご紹介します。

三条税務署長表彰者 (敬称略)

永年にわたり税務行政の円滑化と納税道義の高揚に多大な貢献をされ、会の健全な発展と税意識の普及に尽力された方々に三条税務署長より、表彰されました。

公益社団法人 三条法人会 副会長 成田 秀雄 (株)ナリタ工業

★公益社団法人 三条法人会「優良経理担当者表彰」 (順不同敬称略)

優良経理担当者に会長から表彰状並びに記念品が授与されました。

○三条地区会

(株)コロナ	皆川 博 則
角利産業(株)	山崎 綾 子
(株)ナリタ工業	捧 陽 子
(株)ナリタ工業	鈴木 美 貴子
(株)ナリタ工業	渡 邊 ゆき子
三条商工会議所	山 澤 妙 子



皆川博則さん



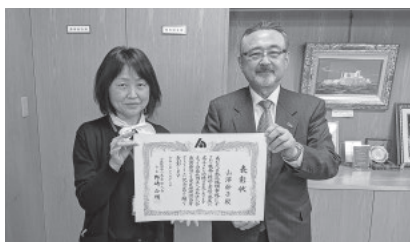
山崎綾子さん

○下田地区会

(株)嵐北商事	捧 晶 子
---------	-------



左から捧陽子さん、野崎会長、渡邊ゆき子さん、鈴木美貴子さん



山澤妙子さん



捧晶子さん

「中学生の『税についての作文』」 (公益社団法人三条法人会長賞)

国税庁と全国納税貯蓄組合連合会が共催し、三条法人会も後援している、「中学生の『税についての作文』」で優秀作品に法人会長賞が授与され、記念メダルと副賞が贈呈されました。

また、応募者に参加賞として法人会より、マーカーペンと税の小冊子を贈呈しました。

加茂市立須田中学校 3年生 知野 愛彩 さん

題名 「納税をポジティブに」

一日税務署長



11月26日(木)に三条税務署において、「中学生の『税についての作文』」で、三条税務署長賞を受賞された三条市立本成寺中学校3年生石田小雪さんが、「一日税務署長」に任命され、税務署の仕事を経験しました。

青年部会の活動

事業承継研修会の開催



青年部会では、10月12日(月)に饒心亭お・乃において、税理士法人PierTaxの石月良典氏を講師に迎え、午後6時30分から8時まで「事業承継にまつわる税金について」と題して事業承継の研修会を開催した。

事業承継に係る税金について、及び中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律、相続税・贈与税の納税猶予制度の特例などについて参加者が熱心に耳を傾けた。

租税教室・租税教室研修会の開催



青年部会は租税教室の開催にも積極的に取り組んでいる。管内小学校で開催される租税教室の講師として青年部会役員を派遣しており、今年は新型コロナウイルス感染拡大の影響で開催小学校が少なく、嵐南小学校はじめ3校で実施した。

講師は役員が持ち回りで担当し、事前に研修会を行い、DVDなどを活用し45分間の講義を行ったが、それぞれが工夫を凝らした説明で、大変好評だった。管内の小学校にマーカーペン、税の小冊子、絵はがきコンクールティッシュペーパーを各1,400個配付した。



管内の小学校にマーカーペン、税の小冊子、絵はがきコンクールティッシュペーパーを各1,400個配付した。

女性部会の活動

「やさしい税金教室&施設見学会」の開催



女性部会では、「税を考える週間」行事の一環として、毎年三条税務署幹部の方々をお迎えし「やさしい税金教室」を開催している。本年度は、11月20日(金)に「饒心亭お・乃」で開催した。

第1部は、三条税務署の佐藤毅税務署長様より「税金よもやま話 今年も風と共に去りぬ」と題し講話をいただいた。風と共に去りぬの映画の解説をされながら税金のことについて説明を受け大変意義ある話が聞けた。

第2部は、毎年春に開催していた施設見学会を行った。マルナオ(株)様に伺い、会社の歴史、箸の製造工程や木地の素材を生かすため塗り箸にされないなどの説明をお聞きすることができ意義のある施設見学となった。



タオルの寄贈



女性部会が地域社会貢献活動の一環として実施しているタオルの寄贈について、今年度は12月11日(金)に松永部会長、坂田副部会長、事務局で社会福祉法人三条市社会福祉協議会にタオル1,400本を持参、渡辺事務局長に手渡した。

三条市内の福祉関係施設などで有効に活用させていただきますと感謝の言葉をいただいた。

企業訪問

株式会社 野崎忠五郎商店



【会社の概要】

- 代表者 代表取締役 野崎 正明
- 住所 〒955-0055 三条市塚野目 2149 番地
電話 0256-34-5111 FAX 0256-34-5114
- 資本金 2,000 万円
- 従業員数 65 名
- 事業内容 鉄鋼・非鉄鋼金属素材の販売
- URL <http://www.kanechu-nozaki.jp/>
- e-mail office@kanechu-nozaki.jp
- 系列会社 信鋼商事株式会社

弊社は鉄鋼・非鉄金属商社として、需要家のあらゆるニーズに応える「鐵の総合デパート」を目指しております。創業（明治10年）以降、地域特性である金属加工の下支えとして材料供給を行い、自動車部品や建設機械部品などの基幹産業をはじめ、農業機械、作業工具や利器工匠具など多くの地域産業とお取引をさせていただいております。弊社の事業は製鋼メーカー各社より仕入れをした材料の切断加工等から納入に至るまでが主な内容となります。



鉄鋼卸売業は一般的に受注生産が主体であり、受注を受けてから生産準備に入るために納期が長くなってしまいうという側面がありました。近年では多品種、小ロット化、短納期化が進む一方で、製鋼メーカーの生産拠点の集約によって、細かな対応が困難になってきています。こうした状況の中でも地場産業のサプライチェーンの源泉となる鉄鋼材料を、さまざまな需要家の元に安定して、より高品質なものをより安価に提供し、生産性向上に貢献することが鉄鋼卸売業の使命と捉え、努力を続けております。



平成27年には「鐵の総合デパート」としての機能拡充のため、三条市塚野目に新規参入となる薄板部門の専用工場を建設し、こちらでも多くの需要家とお取引させていただいております。また鉄鋼素材だけではなく、ステンレス素材（線材・棒材）の切断加工販売も展開しております。当社のグループ会社である信鋼商事(株)では韓国支店を開設し、ステンレス線材等の輸

入材料の調達も行っており、国内材はもちろんのこと、品質、価格など幅広いニーズにお応えできるよう取扱い品目の拡充に努めております。

生きる～健康法・趣味～



『人生ポジティブに』

株式会社 伊東屋
代表取締役 伊東 弘 一

私は、初代で親が起業した魚屋の長男として生まれました。

昭和36年生まれですので、ちょうどその頃の高度成長期の時代でもあり、そのうち座敷を構えることができ、何度か設備投資を繰り返し現在に至っております。その間にやはりうまくいかない時期も当然のごとくありました。その時に私がいつも思うのは「何とかなるだろう」とポジティブに考える事でした。

妻には、「貴方はお気楽でいいわね～」とよく嫌味を言われます。

昔は、十年ひと昔という時代もありましたが、現在はものすごい速さで社会が変化しています。私の頭脳ではなかなか付いて行くのが大変ですが、その時代にあった商売のやり方が出来る様いつも心掛けています。ただ尻に火が付かないと行動できないタイプですので、そこは直していきたく思います。

趣味といえばゴルフです。先輩方から商売上「始めたほうがいいよ!」と勧められ、30年近くなります。腕前はとにかく普段出会えない方々とラウンドする事によって色々と交流も芽ばえ、有意義な時間を過ごす事が出来ます。また気のあった仲間とワイワイやるゴルフも格別に楽しいものです。その日のプレーを酒のつまみとして、大変盛り上がりします。ゴルフというスポーツの魅力は全て自己責任で成り立っている所かなと思います。

上手くプレー出来る日もあれば、散々な日もあります。でも自分でショットした結果ですので言い訳も出来ません。でもそこがゴルフの面白さと思っております。

今年は、新型コロナウイルスの影響で激動な1年となりました。

私達、飲食業界にとっても未だかつてない大ピンチです。キャンセル続きで、さすがに心も折れそうです。しかし、この状況の中でどうやって生き残れるのか、個店の努力はもちろん関係機関の知恵も拝借しながら前を向いて頑張るしかありません。

そして今こそポジティブな気持ちでこの難局に立ち向かって行こうと思えます。

編集後記

令和3年の新春を迎え謹んでお慶び申し上げます。

とは言え、今年の正月は新型コロナ禍の中、親戚家族との顔合わせ、初詣等々、何事にも自粛要請があり、例年とは違うかたちの中で過ごされた方が多かったのではないのでしょうか。

今年は、感染症のワクチンの接種、新薬等が出回れば経済も少しは落ち着きが出てくるのではないかと期待しております。そんな中、三条法人会も昨年は、多くの事業が中止となりましたが、今年は例年通り開催できることを祈願しております。

大変な時期とは思いますが、会員の皆様からご指導ご鞭撻をいただきながら頑張って職務を全うしたいと思いますので宜しくお願い致します。

(総務広報委員長 長岡信治)

三条法人会よりインターネットセミナーのご案内
 会員の方は600タイトル以上のセミナーが無料で受講できます
 三条法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます
<http://www.sanjohojinkai.or.jp/>
ID・パスワードは **会員ID:hj1009 パスワード:6350**
 お問い合わせは三条法人会事務局まで TEL:0256-35-6350

使って快適!
イータックス
e-Tax

納税証明書の
請求は

便利な
スマホからの請求を
ご利用ください!



タブレット端末
からでも
利用できます。



税務署

オンライン請求

※電子署名及び電子証明書の
送信が不要です!!



自宅等で
請求データを作成・送信

スマートフォンやタブレット端末、自宅等のパソコンで
納税証明書請求データを作成・送信します。

ご指定日に税務署窓口で
本人確認後に受取

窓口で書面により請求する場合と比べ
短い時間で受け取れます。

(請求日当日の受取を指定された場合には、
多少お時間をいただくことがあります。)

こ ん な メ リ ッ ト も !

手数料がおトクです。

1 税目 1 年度
1 枚 370 円 (通常400円)

窓口での待ち時間が
短縮できます。

e-Taxの
利用可能時間

- 月曜日～金曜日 (休祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。) 24時間
(注) 休祝日の翌稼働日は8時30分からご利用いただけます。
- 毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時
(注) 利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Tax ホームページでご確認ください。

e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

国税庁

オンライン請求 の手順



納税証明書のオンライン請求に当たっては、e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) のe-Taxソフト (WEB版) または e-Taxソフト (SP版) をご利用ください。
代理人による請求データの送信と税務署窓口での受取も可能です。
(代理人による受取には委任状が必要となります。)

STEP
1

スマートフォンや自宅のパソコン等で 納税証明書請求データを作成



- ▶スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト (SP版) から作成できます。右のQRコードからアクセスしてください。 <https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxsoftsp/e-taxsoftsp1.htm> ⇒
 - ▶e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) のe-Taxソフト (WEB版) から作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求 (署名省略分)」を選択し作成してください。
- (注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。



STEP
2

オンライン請求

画面表示に従い必要事項を入力し、「送信」をクリック (タップ) してください。
(注) 請求データの送信に電子署名及び電子証明書の添付は不要です。

STEP
3

税務署窓口で本人確認

- ▶税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類 (運転免許証など) 及び個人に係る請求の場合には番号確認書類 (マイナンバーカードなど) をご提示ください。
- ▶代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類 (運転免許証など) のほか、個人に係る請求の場合には本人の番号確認書類 (マイナンバーカードなど) の写しが必要です。
- ▶本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものに分かれます。
- ▶詳しくは国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。⇒



STEP
4

納税証明書の受取

手数料を納付し、納税証明書を受け取ります。



郵送または電子ファイルで受け取る場合

本人の電子署名を付与し、電子証明書を添付して送信ができる方は、郵送または電子ファイルでの受け取りもできます!!

(注) e-Taxソフト (SP版) では、ご利用になれません。
電子証明書の取得やICカードリーダーライタの購入等の事前準備が必要です。
インターネットバンキングやATM等からペイジーを利用して手数料 (郵送の場合は手数料+郵送料) を電子納付する必要があります。

- ① 郵送で書面受取 (別途郵送料がかかります。)
 - ② e-Taxで電子納税証明書 (電子ファイル) をダウンロード (ダウンロードした電子ファイルは有効期限内であれば何度でもお使いいただけます。)
- (注) あらかじめ、提出先に電子納税証明書 (電子ファイル) の提出が可能か確認してください。

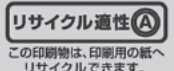
e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックス

検索



利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問 (Q&A) に関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。
e-Taxソフト・確定申告書作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。
ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時 (土日祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。) です。



事業者の方へ

消費税 インボイス制度

令和3年10月1日から



登録申請書 受付開始!

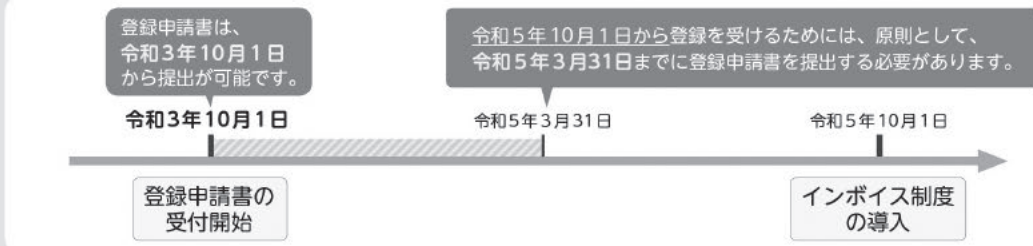
令和5年10月1日から

「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。

適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。



制度導入までのスケジュール



登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)」の提出が必要です。登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字(新たな固有の番号)」が登録番号となります。



登録申請は、e-Taxをご利用 いただくと手続きがスムーズです。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

インボイスってナニ？

電子データ
(電子インボイス)
でもOK!

- 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書(現行)> ~令和5年9月

<インボイス> 令和5年10月~

請求書

〇〇株式会社 株式会社

●年●月分

■月▲日	割りばし	550円
■月▲日	牛肉 ※	5,400円
合計		43,600円
(10%対象		22,000円)
(8%対象		21,600円)

※は軽減税率対象

- 【記載事項】
- ① 請求書発行事業者の氏名又は名称
 - ② 取引年月日
 - ③ 取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨)
 - ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
 - ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

〇〇株式会社 株式会社(T1234...)

●年●月分

■月▲日	割りばし	550円
■月▲日	牛肉 ※	5,400円
合計		43,600円
10%対象		22,000円 内税 2,000円
8%対象		21,600円 内税 1,600円

※は軽減税率対象

- 【記載事項】
- 区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの
- ① 登録番号
(課税事業者のみ登録可)
 - ② 適用税率
 - ③ 税率ごとに区分した消費税額等

「インボイス制度」ってナニ？

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス(※)の保存等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



e-Taxに関する情報



e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。利用開始の手続、推奨環境及びよくある質問(Q&A)などをお知らせしています。

インボイス制度に関するお問合せ先

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

- 詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



～三条税務署からのお知らせ～

令和2年分の所得税・個人消費税・贈与税の 確定申告会場を次のとおり開設いたします。

期間(注1)	確定申告会場	対象の方
2月12日(金)以前	三条税務署	還付申告の方 (注2)
2月15日(月) ～3月15日(月)	燕三条地場産業振興 センターリサーチコア (三条市須頃1-17)	全ての方

(注1)土、日及び祝日は除きます。

(注2)贈与税については、2月1日(月)以降申告相談を受け付けております。

※感染症対策の一環として、還付申告の方の申告相談を2月12日以前でも受け付けております。

- 開設期間中の相談受付時間は午前9時から午後4時です。
- 燕三条地場産業振興センターリサーチコアの申告会場は6階研修室1・2・3です。
- 申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券の配布状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。
- 2月15日から3月15日は三条税務署庁舎では申告相談を行っておりません。
- 午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります。
- 確定申告会場へ来場される際は、マスクを着用いただき、できる限り少人数でお越しください。
- 入場の際に検温を実施しています。咳・発熱等の症状のある方は入場をご遠慮いただく場合があります。
- ※ 確定申告会場における感染症拡大防止策の「3密回避」に向け、「ご自宅等からのインターネットや郵送での申告」に皆様のご理解とご協力をお願いします。

ご自宅からパソコン・スマホでご利用いただけるe-Tax・スマホ申告が便利です。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、多くの方が訪れる確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカードとICカードリーダーライター又はマイナンバーカード対応のスマホを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。

なお、事前に税務署でID・パスワード方式の手続きを行っていただければ、マイナンバーカードとICカードリーダーライター等をお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。また、印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

※リサーチコア会場に関するお問い合わせは、三条税務署（電話 0256-32-6211 自動音声案内）へおたずねください。



法人会のビジネスガード **Business Guard** Series

AIG 損保

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会のハイパーメディカル
社社で入る医療補償

社社で入る医療補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット



地震災害のリスクをガード

法人会のハイパー任意労災
政府労災の上乗せ補償



業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約
等セット

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- メンタルケアカウンセリングサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

AIG 損害保険株式会社
URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

新潟支店

〒951-8068
新潟市中央区上大川前通6番町1214-2大同生命新潟ビル
TEL.025-223-6231 FAX.025-228-7256

この広告は保険の概要をご説明したものです。

(B-152291 2020-01)

新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

ネット医療相談サービスのご案内

Aflac

本サービスは、アフラックの提携先(株式会社メディカルノート)が提供します。

プロの医療チームがあなたをサポートします!

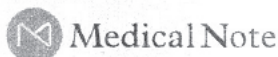
法人会会員企業にお勤めの
役員・従業員であれば、
おひとり様月1件のご相談まで
無料で利用いただけます。



※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2020年5月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

お問い合わせ 株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp



ご利用はこちらから

かけがえのない 物語を支えたい。

さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ

社員全員が家族や友人のように、支えあい、
かまあつて、一生懸命働いている。
実は、日本の会社の99%はそのような中小企業です。
そうした会社にも生まれる情熱、信頼、希望、喜び、誇り...
つまり、それはいくつものかけがえのない物語。
大同生命は経営者向け保険のバイオニアとして、
そして、半世紀にわたり、さまざまな中小企業とともに
歩んできたパートナーとして。
中小企業の経営に、事業承継に、万が一のときの存続に、
これからも寄り添い、支えたいと思います。
現在、ご契約いただいている企業数は約37万社。
この数は大同生命への信頼の証であり、責任の重さでもあります。
大きな変化を迎えているこの時代に、会社を守り、
みんなが進んでいくというお客さまのためにできることを、
私たちは全力で取り組んでいます。



37万社の中小企業を支える責任。 **DAIDO** 大同生命

新潟支社三条営業所 / 三条市林町2-1-24 TEL 0256-33-3045